

～公益法人だより～

第15号 令和3年(2021)2月8日
滋賀県総務部総務課 発行

目次

- 1 変更認定・変更届
- 2 一般法人法改正に係る留意事項
- 3 寄附制度
- 4 協働ネットしがの利用案内

1 変更認定・変更届

□変更の届出が必要な場合

立入検査や事業報告等審査において、必要な届出ができていないことが散見されます。次の変更があった場合は、速やかに公益法人インフォメーションにより変更届を提出してください。操作マニュアルについても公益法人インフォメーションに掲載されていますので参考にしてください。必要書類は「オフライン様式(本編)」の目次に掲載されていますので、提出前に漏れがないか確認をお願いします。

- ア 名称又は代表者の変更
- イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第7条第1号に掲げる都道府県の区域の変更又は事務所の所在場所の変更
※滋賀県所管法人については該当しません。
- ウ 規則第7条第2号に掲げる事務所の所在場所の変更
- エ 規則第7条第3号に掲げる公益目的事業又は収益事業等の内容の変更
- オ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項第3号に掲げる定款の変更
- カ 理事(代表者を除く。)、監事、評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称の変更
- キ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の変更
- ク 事業に必要な許認可等の変更

□役員等変更に係る変更届作成時の留意事項

最も多いのは当該変更に係る届出です。役員等が多数いる場合で、登記事項証明書のとりの順番に並んでいない場合、当課の確認時に誤りを見落とす可能性があり、事務手続

に支障が出る場合があります。大切な届出でありますので、次の留意事項により作成していただきますようお願いいたします。

【留意事項】

- (1) 氏名の表記、生年月日、郵便番号と都道府県・住所は、変更登記のために法務局へ提出した**本人確認証明書類**（住民票記載事項証明書、運転免許証等）と**完全に合致**させてください。
- (2) 郵便番号は日本郵便株式会社のホームページで必ず確認して記載してください。（郵便番号が変更されている場合があります。）
- (3) 旧字・異体字や難解な漢字で**変換入力できない字体**については、必要に応じて別紙や備考欄に説明を書いてください。
- (4) フリガナの誤記入に注意してください。
- (5) 登記簿に旧姓と新姓の両方を登載した者については、「理事等の名簿」（オフライン様式）に記載する際に**新姓の後ろに旧姓を（ ）で記載**してください。
- (6) 前行と同じ内容が次行に自動入力されないよう注意してください。（エクセルの**オートコンプリート機能を解除**しておく。）

特に注意！

- (7) ☆**登記簿に登載されている順番で名簿に記入**してください。（辞任・退任した者の欄は行ごと削除し、新任者は登記簿の登載順に従って行を追加して入力。）※行追加の操作の際は、欄外のコメント欄の注意事項を御参照ください。
- (8) 外国人の場合には、名の表記が先頭となることが多いので、「理事等の名簿」へ入力する際には「姓」「名」に順番を入れ替えて入力してください。

□事業内容変更時の手続に係る判断基準

事業内容を変更する場合は原則として変更認定申請または変更届の手続が必要となります。どちらの手続が該当するか、等については当課に事前に御相談ください。目安については、内閣府公益認定等委員会作成の「**公益目的事業に係る変更認定・変更届出ガイド**」が公益法人インフォメーションに掲載されていますので、参考にしてください。

なお、**新型コロナウイルス対策事業**を新たに実施された法人もあるかと思えます。メールでもお知らせしましたが、関係する寄附等を新規に公益目的事業として実施する場合は、変更認定が必要なケースにおいても、変更届の提出で済むものと、滋賀県公益認定等委員会において了承されました。

原則として、手続なしに公益目的事業として実施することはできませんので、関係事業を実施された法人については、お知らせいただきますようお願いいたします。

2 一般法人法改正に係る留意事項

会社法の一部改正に伴う「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」について、一部を除き令和3年3月1日から施行されることとなりました。今回の改正の中で公益法人の皆様に御留意いただきたい点を改めてお知らせします。

□役員欠格事由からの成年被後見人・被保佐人の排除【施行日：令和3年3月1日】

役員の資格関係について、欠格事由から「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者（一般法人法第65条第1項第2号）」が削除されるため、成年被後見人や被保佐人である者を理事、監事又は評議員に選任することができるようになります（評議員については一般法人法第173条第1項で準用）。

定款に当該条項に係る定めがないか、御確認ください。（必要に応じて定款変更を行ってください。）

今回の改正に伴い、確認書（例）を作成しましたので、参考にしてください。

なお、成年被後見人・被保佐人が役員に就任する場合の手続については別に定められていますので、御留意ください。

□社員による議決権行使書面等の閲覧等の請求について【施行日：令和3年3月1日】

社員が議決権行使書面等の閲覧等を請求する場合に、当該請求の理由を明らかにしなければならないこととなりました。また、一定の事由に該当する場合には、法人は当該請求を拒絶することができることと改正されました。

□社員総会資料の電子提供制度の創設【施行日：令和4年中の予定】

社員総会資料を法人のホームページ等のウェブサイトに掲載するなどの方法により社員に提供することができる制度です。コスト削減等が期待できますが、以下の点などに御留意ください。

○定款に定めを設け、その定めを登記しなければならない。

○ウェブサイトへの掲示等を開始する日は、総会の日々の3週間前の日又は招集の通知を発した日のいずれか早い日となり、社員総会の日後3箇月を経過するまでの間継続して提供しなければならない。

○社員は、法人に対し社員総会資料に記載すべき事項を記載した書面の交付を請求することができる。

○公益財団法人の評議員会資料については電子提供制度の適用はない。

□その他

上記の他、令和3年3月1日施行分として、補償契約及び保険契約に関する規定の新設、理事等の責任を追究する訴えにおいて和解する場合に監事の同意を要する規定の新設もあります。今後、従たる事務所に関する登記が不要となる旨の改正も施行が予定されていますので、法人運営に御留意ください。

3 寄附制度

公益法人に寄附をした個人は所得控除の適用を受けることができます。寄附をした公益法人が税額控除対象法人※である場合、寄附者は確定申告時に税額控除を選択することもできます。

また、法人が公益法人に支出する寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられていることから、法人税において優遇を受けることができます。

寄附制度の概要について、滋賀県ホームページ（公益法人への寄附：<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/dantai/11090.html>）において情報提供を行っていますので、参考にしていただくとともに、寄附募集に一層取り組んでいただきますようお願いいたします。

※税額控除対象法人：一定の要件を満たし、行政庁の証明を受けた法人です。要件や手続についての詳細は内閣府作成の「税額控除に係る証明～申請の手引き～」（公益法人インフォメーションに掲載）を御参照ください。

4 協働ネットしがの利用案内

「協働ネットしが」は、NPO法人や公益法人、企業、大学等の団体が主催行事や事業の開催、各種公募などについて、直接情報を掲載することができ、様々な情報発信・情報交換の場として御活用いただけます（※情報を掲載するには、あらかじめID・パスワードの取得が必要です）。独自のホームページをお持ちでない場合等に利用を御検討ください。

□協働ネットしがを閲覧する

下記のアドレスから協働ネットしがのホームページにアクセスできます。

協働ネットしが（<https://www.kyodoshiga.jp/>）

□協働ネットしがに情報を掲載する

トップページから「[マイページ利用申請](#)」のボタンをクリックし、画面に記載されている順序に従って申請手続を行うことが必要です。申請が承認されると、マイページログインIDがメールで送付されます。その後、パスワードの登録を行い、マイページにログインすることにより、団体の活動情報等を掲載することが可能となります。

なお、すでにページが作成されている場合がありますので、その際は更新作業をお願いします。

協働ネットしがを利用するメリット

自前でホームページを管理するのが困難な法人では…

- マイページを利用して情報発信ができます。
- 利用料は無料で、ホームページの管理に係る手間や費用がかかりません。内容の更新を行うだけです。

イベントやセミナー参加募集や助成金募集を広く呼び掛けたい法人は…

- 閲覧者は、地域貢献や社会活動に興味のある方が多数のため、効果的に情報発信ができます。

□協働ネットしがに関する問い合わせ

トップページの上にある「[Q & A・お問い合わせ](#)」をクリックすると、よくあるお問い合わせに関する回答が閲覧できます。また、「お問い合わせ」のフォームから必要事項を入力することでシステム上でのお問い合わせも可能です。

その他のお問い合わせは、協働ネットしがを担当する所属までお願いします。

(担当課) 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民活動・協働推進室

TEL : 0 7 7 - 5 2 8 - 3 4 1 9

【参考文献等】

熊谷則一〔2020〕「改正一般法人法の事務対応Q & A」『公益・一般法人』第1019号、16-43頁。

内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当発行〔2020〕『内閣府 公益法人メールマガジン』第112号。

内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当発行〔2021〕『内閣府 公益法人メールマガジン』第114号。

●おわりに

新型コロナウイルスの影響が見通せない中、当課としても立入検査の方法等について、検討しながら実施しているところです。今度とも皆様の御協力をお願いします。